

令和3年6月15日 総務文教委員会 議事録
9時59分 開会

○出席委員 (8人)

委員長 西村 一啓

副委員長 山崎 年一

委員 小中 真樹雄、小田上 尚典、網谷 芳孝、児玉 朋也、寺岡 公章、
山本 孝三

議長 細川 雅子

○欠席委員 なし

○西村委員長 おはようございます。少し時間が早いようですが、定足数に達していますので、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

開会に当たり、市長に御挨拶をいただきたいと思います。

市長。

○入山市長 総務文教委員会開催ありがとうございます。御審議よろしくお願ひ申し上げます。

○西村委員長 毎回ではございますが、議事に入る前に、改めて総務文教委員の皆さんと執行部の皆さんにお願ひを申し上げます。

委員会では質疑につきまして、会議規則第56条の規定では3回までとなっておりますので、御協力をお願ひを申し上げますとともに、再質問の必要がないよう、簡明なる御答弁を合わせてお願ひを申し上げます。

答弁をされる場合は、委員長が職名を指名いたします。職名の指名がなかった場合は、課名と職名を名乗ってから御答弁をいただきたいと思います。

発言される際には、マイクのスイッチを入れ、マイクに近づいて発言をしていただきたいと思います。

それでは、議事日程にしたがいまして進めさせていただきます。

日程第1、議案第39号押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において、補足説明があればお願ひをいたします。

部長。

○中村総務部長 おはようございます。よろしくお願ひいたします。

議案第39号につきましては、補足資料のほう作成をさせていただいております。担当課のほうから、補足資料に沿って説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○西村委員長 柿本課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 総務課長柿本でございます。よろしくお願ひします。

それでは、議案第39号押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について補足説明をさせていただきます。

資料お配りしておりますので、資料にしたがって説明をいたします。

まず、1、条例の趣旨でございますが、行政手続の簡素化及び市民の利便性の向上を図るため、現在、個人、事業者及び職員に求めている書類への認め印の押印の見直しに伴い、条例において認め印の押印を求めることが規定されている手続について、認め印の押印を不要とするよう関係条例の一部を改めるものでございます。

少し詳しく説明をさせていただきますと、国におきまして、コロナ禍の状況を踏まえまして、デジタル時代に向けた規制・制度見直しの一環として行政手続における押印の見直しが進められているところでございます。押印の見直しを行うことによって、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のみならず、業務そのものの見直しや効率化が図られ、行政サービスの効率的・効果的な提供を目指すというものでございます。

地方公共団体におきましても積極的な取り組みが求められておりまして、本市においても行政手続における押印の見直しを行っているというところでございます。本市の取り組みの状況ですけれども、今年1月から4月にかけて、法律及び県条例などで定められているもの以外の行政手続であって、本市において判断が可能な全ての手続について洗い出しを行いました。洗い出しを行いまして、押印や本人確認が必要であるのか、必要でないのかについて仕分を行ったところです。

この見直しの考え方としまして、まず、押印を求める意義、これが文書の真正性、真実の真に正しい、性質の性ですか、真正性、これは本当に本人が文書を作成したのか、また、文書の内容が本人の意思に基づくものであるのか、そういったことを担保する点にあることを踏まえまして、認め印にはその効果が小さいということ、それから本人確認のためには認め印でなくて別の方法です。例えば印鑑登録証明書や身分証明書の提出といった方法、そういったもので本人確認を行う必要があるということの基本としております。

次に、資料の2、改正する条例と認め印の押印を不要とする文書についてです。

今回見直しの結果として、条例については議案として提案しておりますこの4つの条例の改正を行おうとするものでございます。この4つの条例については、本文中や様式において押印の規定がありましたので、それらの改正を行おうとするものです。

資料の3、この条例の施行日ですが、公布の日としております。

次に、資料の4、本市における押印の見直しの状況について説明をいたします。

(1) 見直しの方針につきましては、法令、県条例で押印が義務づけられているものを除き、原則全ての手続で押印を廃止する。その上で、本当に本人確認が必要な手続は、個別に本人確認の方法を検討する。という方針で行っております。

次に、(2) 検討状況についてですが、5月24日時点の表で説明をさせていただきます。

一番上の押印なし・本人確認なしのところです。現行手続数は210ということですので。既に廃止済みということで押印が不要になっているということでございます。次に、認め印ありというところ、これが現行手続数が1,138、廃止済が27、廃止予定が1,001、廃止ができないと判断しておりますのが96、検討中が14ということでございます。次に、認め印な

し・本人確認あり。これが、本人確認を廃止できるかどうか検討したものであるということですが、現行手続数が25、廃止済が1、廃止予定が17、廃止できないものが7という状況です。次に、登録印ありということで、これは現行手続数216、廃止済15、廃止予定が88、廃止できないものが112という形で仕分けをしております。合計で、現行手続数が1,589、廃止済のものが253、廃止予定が1,106、廃止できないと判断しているものが216、検討中が14という状況で整理をしております。

それでは、資料の2ページ目にいきまして、(3)今後の予定というところでございます。

条例以外で規定する手続についても7月中をめどに改正を行い、原則として認め印の押印は不要となる見込みであります。ただ、契約書とか請求書とかそういった押印が必要なものは除くということでございます。

それから、今回の押印を廃止しないと判断した手続につきましても、他の自治体などの例を参考にしながら、引き続き見直しは行っていくということにしております。

それから、押印の見直しに伴い、電子申請等を推進するというところでございます。これは電子申請とあってデジタル行政化を進める上で前提条件としてまず、押印の見直しを行うということが必要であると考えております。

それから最後に、公印の取り扱いの見直しについても、また改めて別に検討を行うとしております。

補足説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○西村委員長 それでは、ただいま執行部より補足説明をいただきました。

これより、本件に対する質疑に入りたいと思います。

本件に関して質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

網谷委員。

○網谷委員 おはようございます。今回、押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備についてでございますが、これは今、4条例が挙げられておるんですが、このほかはまだありますか。ないんですかね。そこだけ。

○西村委員長 柿本課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 条例改正が必要なものが4条例ということでございます。

○西村委員長 網谷委員。

○網谷委員 認め印の押印の不要ということで、これ書かれておるんですがね、条例の内容として。これは印鑑での証明が要らない、俗に言う市販で売られている認め印を使う行為という意味であると思うんですがね。この条例にはない、皆さんが毎朝出勤というか登庁した場合、ほかの民間の団体などでも同じことはあるんですがね、資料とか書類にね、目を通して印鑑を押しますよね。あれは日本の慣例というんですか、そういうほうの部類に入るかどうかわかりませんが、あれは毎日ぐらいいありますよね。部課長が幹部の方が王道としるといいですか。私も昔、団体の役員をやったことがあるんでね、あれは、時間かかるんですよ。それでやっぱりこれからの時代、デジタル化というんですか、ペー

パーレスということになるかとは思いますが、今の補足資料の中で最後に今後の予定で押印の見直しに伴い、電子申請等を推進するとありますよね。これ、僕にはわからないのですが、電子システムということになりますと、ネットで見たら、クラウド化みたいな感じになると思うんですが、それでいいんですかね。

それで、あれはね、費用がかかるというのを聞いたことがあるんですよ。ざっくりでいいんですが、どれぐらい、移行することになりますと費用がかかるんですかね。その辺のところを教えていただいたらと思います。

○西村委員長 柿本課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 まず、内部の分といいますか、いろんな資料の押印ということだと思います。基本的に四角四面に、やはりできないところもあります。認め印がどれだけ効力を有するかということになるのかと思います。ですから、回覧でしたら、例えばシャチハタとサインというようなことでもそれは構わないと思います。

以上です。

○西村委員長 網谷委員。

○網谷委員 私が質問したのは、デジタル化を推進して、これによくクラウド化とかありますよね。そういうのにした場合にね、どれぐらいの費用がかかるんかというのを聞いたかったんですが、わかりますかね、僕の質問。

○西村委員長 三井課長。

○三井企画財政課長 クラウド化の費用でございます。

現在、国の法律が制定されまして、予定されているものが令和5年、令和6年、令和7年の3年間で今の自治体クラウドシステムをガバメントクラウドとあって、政府が構築する・運用するクラウドに移行するということが決まっております。この費用についてはまだまだこれからという形になります。また、電子申請システム自体は、現在、県が運用して全市町が行っているシステムがございますので、今の押印の廃止に伴って電子申請ができるメニューを増やすというのは既存のシステムの中でもできないことはないという形になっております。

以上です。

○西村委員長 網谷委員。

○網谷委員 これからということで、あまりよく数字的にもわかってないことと思います。

それなら私の質問、少しおかしかったのかと。

終わります。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、質疑はなしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきもの決しました。

続きまして、日程第2、議案第40号デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において、補足説明があればお願いをいたします。

総務部長。

○中村総務部長 補足説明は特にございませんので、よろしくお願ひいたします。

○西村委員長 これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 最近のテレビや新聞報道でもデジタル化を行政分野だけではなく、民間企業を含めて大いに活用するということが報道されまして、私もそれなりに関心を持ってそうしたニュースなり解説者の話なりに耳を傾けてきたんですが、その中で指摘をされている事柄について、この場でこれから市の条例の下でこのことを大いに活用といえば活用でしょう、その反面、個人に関する情報等についての対策はどこまでされるのかということが1つと。

もう1つはこれからまた教育の場でもデジタル化が進められるということで、広島県の教育に関する大綱がまとめられた中に、デジタル技術の進展、社会情勢を反映した学習内容や指導法を取り入れた個別最適な学びや働き方改革の推進など、重点施策も盛り込まれるという報道がここにある。それで、この中に教職員の力を発揮できる環境の整備が必要だとかね。生徒に学びを引き出すファシリテートする力というような、聞いたことがないような用語がここにはあるんですが、そうした教育活動の全体をデザインする力やデジタル技術を活用した事業スキルの習得を求めて、県のほうでは県民の一人一人がそれぞれの夢や希望に向かって挑戦できるように、教育に関する大綱を基にした教育を推進したいとしているんですけど、でも私みたいな年代の者にとって、やたらとね、横文字が多くて、なかなか理解しにくいところもあるんですよ。また、それに併せて新しい用語が出ていますよね。私が持っておる広辞苑を見てもその中には全然説明もなければ、解説もないんです。それぐらい時代の変化といいますかね、我々を取り巻く生活環境、こういったものの変化は大きく、そういうことも常々思うんです。そういったことを含めて、今、私は心配する問題として、個人情報などがどこまで保護されるのか。また、その個人情報をね、事業の営業目的のために、利益追求のために提供されて個人のプライバシーの侵害、そのようなことがあってはならないと思うんですが、デジタル化の問題についてもう一度説明をお願いした

い。教育の分野は教育の分野でお考えもあろうと思うんで併せてお願いします。

○西村委員長 三井課長。

○三井企画財政課長 セキュリティーの御質問でございます。

これまでも、大竹市においては大竹市個人情報保護条例、もしくは大竹市情報セキュリティーポリシーというものを定めて情報の保護というところを行ってきた次第でございます。今後、先ほどもありましたように、自治体クラウドからガバメントクラウド、政府のクラウドに移行することのメリットとして政府が挙げているものにセキュリティー対策というところのメリットも言われています。具体的には、これまで各市町が個別にセキュリティー対策とか運用・監視を行っておりましたが、それ自体がなくなりまして、政府が最新のセキュリティー対策も導入可能になって、セキュリティーが強化されるというところをメリットとして掲げておりますので、今の政府の方向性であれば今よりもセキュリティーは上がるという見通しを持っているところでございます。

以上です。

○西村委員長 教育のほうで。教育長。

○小西教育長 子供たちの個人情報、これにつきましてはしっかりと学校サイドで管理をしていくこと、これは至極当然と考えております。おかげさまで昨年度末G I G Aスクール構想ということで、今、各学校子供たち一人一人に学習端末機器というものが配付をされております。今、現場ではそのあたりの当然使い方のルールであるとかいうあたりを指導をしております。まずは子供たちには正しい使い方であるとか、今、大変人権等でも情報等の漏えい等で問題になりますので、そのあたりを含めてしっかりと、まず、使う子供たち、そして、学校の教職員についてはルール等について定着を図るために計画的に取り組みを進めております。

また、先ほど企画財政課のほうからのそういう個人情報等のお話でしたが、当然、教育委員会のほうもそれに準じて取り組みを進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 このデジタル化の問題については、今年の12月で閣議決定されて、それが施行に向けて細部に入っておるといようなことだと思うんですが、先進国では、個人情報保護のため、いろんな規制を法律の上でも明確にしとるし、また、その後の個々の、国民のね、権利侵害につながるようなことはないような規制措置を取っておると言われているんですが、日本ではそういう規制なり、明確な条文がないということに大きな危惧を寄せておられる専門家の皆さんの意見もあるんですね。それでこれはあるメディアの社説です。この社説は非常に私の思いと一致するところもあったんで、切り抜いて参考として紹介したいんですけどね、文部科学省の有識者会議がありますよね。ここでデジタル教科書の活用に関する報告書がまとめられた。2020年度本格導入の契機と位置づけ、学習効果や視力など健康面の影響を確かめるべきだと提言をしている。この有識者会議でね。文科省は、今春、国民や小中学校の団体などからデジタル教科書への意見を募集したと。それで、学力が伸びたというデータがない限り、早急に進めるのは危険だという意見、学生や科目ご

とに効果を見ながら段階的な併用などの声が相次いだと。大事なのは、デジタル化の推進を目的とするのではなく、教育効果を高めるにはどんな方法が望ましいかを検討することではないかと、こういうように指摘をしたり、皆さんからそういった募った意見の集約の結論が社説の中で述べておるんですが。教育委員会としては、こうしたことについては文科省からの留意事項、こうあるべきとかね、学習効果はどうするのか、確認するのか、方法等について取り組みをするべきなのかということについての指導なり、あったんですか、ないんですか。

○西村委員長 教育長。

○小西教育長 デジタル教科書のほうにつきましては、今後、ますますそのあたりについてもニーズというものは高まってくるのではないかなと思ってますけれども、山本委員が言われたように、やはりこれは使い方、子供たちに生きる力を育むために、教育効果を上げるために、どのように活用しているか、デジタル教科書のみでの学びということはなかなか考えづらいと考えております。ただ、デジタル教科書を活用したときのほうが効果が上がるということもございましょう。当然、子供たちの興味関心、そのあたりを高めるためにその教科書を使うというあたり。これはまさに現場、私ども教育委員会にこれから問われている大きな一つの活用方法の仕方、方法について今後考えていく必要があるかと考えております。

資料については申し訳ございません、文科省の資料たくさん来ているとは思いますが、私のほうがそのあたりを十分に把握をしておりません。

以上でございます。

○西村委員長 よろしいですか。

山本委員。

○山本委員 それで、先ほど来、繰り返し私が危惧するところを申し上げたのは、要するに個人情報なり教育に関してね、どこまでの効果があるかということ踏まえて検証しながら実施するというのが基本ではないかと思うんで、そのところを申し上げておきたいと思うんです。

それで、個人情報保護について、今、問題になっている日本の場合は、明確に規定がないということを非常に専門家でも指摘をされておられるしね、それから日本弁護士連合会の声明でもそのことを厳しく指摘しているんですよ。何でそこができないのか、やっぱり国民が不安に感じたり、個人情報がアップをされたり侵害されるというようなことが心配されるんでね、そこを納得がいくような手だてを取って、安心できるようにするのが政治だろうと思うんですね。そんなことはお構いなしで、とにかくデジタル化を進めるというポーズだけ強行して、どうも納得できるところがあるんですが、国の方針がたとえそうであっても市町村段階で個人情報の保護についてこのような手だてを取ることができるから心配がないと言えるのですか。そういう部分で手だてが何もできん、国が決めたことだから仕方がないということでは、それはやっぱり絶対、行政のあり方としても私は問題が残ると思うんですね。そのところを最後にお聞かせください。

○西村委員長 三井課長。

○三井企画財政課長 ありがとうございます。セキュリティー対策しっかり行いなさいということだと思います。

このたびの条例改正については、国の法律の改正に基づく条例改正となっております。その上で、個人情報の保護というところもより必要なところだと思います。国も、自治体DX推進計画の中で重点項目の1つとして、セキュリティー対策の徹底というところを掲げておられます。そういった面においては、国のほうも今のいろんなDXを推進するために、便利になるのと併せてセキュリティー対策のほうもしっかり行うという姿勢でございます。

また、大竹市のほうも、先ほども申しましたように大竹市個人情報保護条例等を整備しております。そういったところをもう一度しっかりと見させていただいて、今、山本委員がおっしゃられたセキュリティー対策の部分を推進していきたいと思っております。

以上です。

○西村委員長 よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、本件に関する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第3、議案第43号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において、補足説明があればお願いをいたします。

総務部長。

○中村総務部長 補足説明は特にございませんので、よろしく願いいたします。

○西村委員長 それでは、これより本件に対する質疑に入ります。

本件に関して、質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

質疑はございませんか。

小田上委員。

○小田上委員 おはようございます。まず、大きく分けて3点ですね、宝くじコミュニティ

事業助成金とスポーツ振興くじ助成金、あと子育て世帯生活支援特別給付金支給事業。

宝くじコミュニティ事業助成金のほうなんですけど、今回は総務費と消防費で分かれますけど、4つあるのかなと思います。この全体の応募数、何件応募して助成を受けられた団体、これが4件だけなのか、ほかに見込みがあるのかっていうところと、自治会とか活動されているところにこれの、宝くじコミュニティ事業助成金のPRですよ、こういうのがありますよっていうのを、自治会の役員会とかで話を聞いたりすると、これ宝くじコミュニティ事業助成金でいけるかもしれないから出してみようっていう話も聞いたりするんですけど、満遍なく全部の自治会に話が行っているのかなというところ。

あとは、スポーツ振興くじ助成金のほうですね、こっちが武道場の畳の張り替え、畳を替えますと聞いたんですけど、前回替えたのがいつなのかっていうところで、張り替え、表替えなのか新調なのかわからないですけど、周期どのくらいなのかと。

子育て世帯生活支援特別給付金支給事業は、対象の世帯と人数、あとは申請方法、申請する必要があるのかなのか含めてまずお願いします。

○西村委員長 外谷自治振興課長。

○外谷自治振興課長 おはようございます。自治振興課のほうからは、一般コミュニティ事業区分について御説明させていただきます。

今年度につきましては、3団体から御応募ありまして、そのうち全3団体が採択ということになっております。

PRにつきましてですけども、委員の御指摘のように、基本的には例年9月に自治会連合会の理事会を開かせていただきますが、その際に実施要綱等説明させていただいて、まずは出席いただいた理事のほうに御説明させていただきます。その後、全自治会のほうには、こういったものがありますよというのを通知させていただいて、全自治会のほうには把握していただくようにさせていただいております。基本的には大体8月ぐらいに取りまとめる自治総合センターの事業があるんですけども、そこから実施要綱というのがデータで届きますので、そこからの御案内ということで、また、実際にその応募が10月の終わりということで期間が短いので、急いで申請していただくということにもなりますので、基本的にはその場で改めて次年度の応募について説明させていただくんですけど、例年は事前に、いつ申請したらいいかとかいう御相談もあつたりしますので、その際には例年と同じような時期になると思うんですけどという説明を前置きさせていただいた上で、例えばカタログとかいろいろ御用意できる分については用意させていただいて、正式にそういった書類が届いたらまた改めて申請をしていただくように、という形で御案内させていただいております。

以上です。

○西村委員長 危機管理課長。

○田中危機管理課長 おはようございます。私のほうからは地域防災組織育成のほうでございます。

今回は2団体の応募で採択されたのが1件ということになっております。

PRでございますけれども、こちらの地域防災組織育成、先ほど自治振興課長からも説

明ありましたが、この助成事業7つぐらいメニューございますけれども、この地域防災組織育成助成事業に関しましては、目的と事業によって限定されております。それで、PRといたしますか、従前から、自主防災組織の活動に際しまして防災備品の整備等、老朽化等がありまして、そういったことについてお悩みのあるような団体から御相談いただいております。申請の意向がありました団体には必要書類を出していただいて、県の消防保安課を通じまして、先ほど申し上げましたように自治総合センターに提出しているという状況でございます。

以上です。

○西村委員長 生涯学習課長。

○吉村生涯学習課長 それでは、総合体育館の武道場の畳替えの周期はどれぐらいでしょうかという御質問でございます。

過去の状況等を確認したところ、畳替えを行う明確な周期というものはございません。畳の耐用年数につきましても、これはインターネットで確認したことなのですが、メーカーによってまちまちで3年から10年くらいとはなっているんですが、使用状況によって非常に大きく変わってくるというもので20年以上使用しているという実績もございます。本市の武道場の畳についてなのですが、これは現在使っている畳は平成25年に、旧小方中学校の武道場から移設をしたものを使用しております。このため、旧小方中学校時代の使用年数を正確には把握しておりませんので、全体の経過年数というところまでは確認はできていませんが、既に10年以上は使用されていると推定をされます。

以上です。

○西村委員長 神代福祉課長。

○神代福祉課長 失礼します。子育て世帯生活支援特別給付金支給事業です。

この給付金は、ひとり親世帯分とその他世帯分に分けることができ、このたび補正予算に計上したのはその他世帯分ということになります。令和3年3月31日時点で18歳未満の子供か20歳未満の障害のある子供を養育し、令和3年度の住民税均等割が非課税の世帯が支給対象者ということになります。

対象人数については、住民税均等割非課税者の抽出がまだできておりませんので、あくまで参考数字ということにはなりますが、国の示した計算式に当てはめて401人分を予算計上させていただいております。

対象者の中で児童手当や特別児童扶養手当を受給している方については、申請が不要となっております。ただし、児童手当の受給年齢外に当たる、例えば高校生のみを養育している方や、直近で収入が減少し、非課税者同様の事情にあると認められる家計急変者の方については申請が必要となっております。

高校生をみの養育者や、令和3年4月以降、令和4年2月までに生まれる新生児の養育者には、大竹市から直接お知らせをして申請書を提出してもらうように考えております。家計急変者の方に対しては、大竹市で把握するのは難しいこともありますので、市広報や市ホームページで周知していきたいと考えております。

以上です。

○西村委員長 小田上委員。

○小田上委員 はい、ありがとうございます。まず、宝くじコミュニティ事業助成金のほうなんですけど、一般コミュニティのほうは3団体中3団体と、地域防災組織育成では、2団体中1団体というところだと思うんですけど、この自治総合センターの実施要綱を見てみると、7つくらいってさっき危機管理課長から言っていた事業、何かいっぱいありますよね、大きく分けられて。今、PR方法を聞いたのが対象の団体が認めるコミュニティ組織、市区町村または市区町が認めるコミュニティ組織となっていると思うんですけど、例えば自治振興課のほうだと、市民活動団体を助成していたりとか、活動している市民団体があつたりすると思うんですけど、そういうところは対象にならないんですかね。ボランティア活動をしているとか。そういうところで100万円からとか、宝くじコミュニティ事業助成金は結構大きいんでそこまで必要ないっていうところもあるのかもしれないんですけど、そういうところは対象になるんですかね。

あと、畳なんですけど、10年だったらもうこれ、新調と思うんですけど、これ新調ですよ。表替えとかそういうのじゃない。柔道場って言われると軟らかい畳なのかなと思うんですけど、武道場だとどういふタイプの畳なのか、ごめんなさい、ここを利用したことがないので思い浮かばないので。柔道用の畳だと少し軟らかくて結構耐用年数も高いとは思いますが、あんまり長い間使っているとかがしたりとかがあると思うんで、状況見て今回変えられるんだと思いますが、表替えなのかどうか教えてください。

子育て世帯生活支援特別給付金支給事業、これ家計急変者の方、今聞いた言葉で。収入が急激に新型コロナウイルスで落ちた方への周知っていうのが市広報と市ホームページ、これ以外に何があるんだって言われると難しいかもしれないんですけど、なかなか市広報を見てとかっていうところに気が回らなかつたりとかするのかもしれないと思うんで、例えば掲示板に掲示してもらおうとかっていうのもありなのかなと思ったんですけど、こういうところの方が申請されて、じゃ、401人分で足りませんとなるのかな、大丈夫かなっていう心配があるんですけど、まず、そこを教えてください。

○西村委員長 吉村生涯学習課長。

○吉村生涯学習課長 畳でございますが、これは日本柔道連盟が規定しております畳となりまして、これは密着型という専門的なものになるのですが、一般的な畳と違いまして表替えとかができないものですので、レザーやポリエチレンなど特殊な素材を積み重ねて、形成されている畳になります。このため、全てのものを取り替える形になります。

以上です。

○西村委員長 神代課長。

○神代福祉課長 周知につきましては、市広報や市ホームページ以外といたしますと口コミにはなりますけども、児童家庭相談員とかよりそいサポートセンターの相談員とかそういった方にも周知をお願いしていきたいと思っております。

人数につきましては、今回の給付金は国の予算で全て賄うということになっておりますので、人数が増えても変更申請をすれば大丈夫です。

以上です。

○西村委員長 自治振興課長。

○外谷自治振興課長 対象についてですが、一般コミュニティについて実施要綱の中にある部分を御説明いただいたんですけど、そうなった場合に地域で活動されている団体の分についてはどうなのかというところで、過去ですね、大竹市のほうが申請して認められているとしたらコミュニティづくり推進協議会という大きな団体として申請をして、それで認められているというのはございます。個別にはその団体の性質といいますか、そういったところでメニューに該当するか該当しないかっていうところで、過去にも例えば大竹市の吹奏楽クラブ交流会とか大竹市青少年育成市民会議とかも申請された経緯があるみたいなんですけど、対象外ということではじかれているというのが記録であります。ということで多分内容の分で御相談を受けて、そこで精査させていただいているという状態じゃないかなと思っています。

以上です。

○西村委員長 それでは、審査の途中ではございますが、50分経過しましたので、ここで10分ほど換気をさせていただきます。再開は11時にします。暫時休憩します。

10時52分 休憩

11時00分 再開

○西村委員長 それでは、休憩前に引き続きまして議事を継続いたします。

小田上委員からお願いします。

小田上委員。

○小田上委員 新型コロナウイルス対策なんで、仕方がないんですけど、何を聞こうと思ったのか少し飛んでしまいましたけど。宝くじコミュニティ事業助成金のほうですね、わかりました。相談には乗ってくださるのかなと思いましたんで、危機管理課のほうも併せてだとは思いますが、しっかりヒアリングというかコミュニティの方や、団体の方と話をしてこれが使えんじゃないかというところをしっかりと話し合ってもらって、そのためには話す機会しっかりとつくっていただくことかなとも思いますんで、よろしくお願いします。これ申し込んで駄目だったらそれはそれで仕方がないかなというところなんで、よろしくお願いします。

あと畳、ありがとうございました。柔道畳ということで、カバー型と密着型が多分あって、密着型なんだろうと。密着型だったら多分10年くらいもつみたいなのを僕は、見たんで、安心かなとは思いますが、また、状況を見ながら、しっかり管理のほうはよろしくをお願いします。

あと、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業、これは新生児が生まれるとかっていうのは母子手帳とかでわかると思うんですけど、18歳未満なので、18歳になっている高校生等でもらえるもらえないが高校生を抱えている中でも時期によって変わってくると思うんですけど、この時期の決定って何月何日時点ですか。そこを伺いたいと思います。お願いします。

○西村委員長 神代福祉課長。

○**神代福祉課長** 年齢は令和3年3月31日で判定するという事になっております。ですの
で、通常のいわゆる高校生の方は対象になるかと思えます。

○**西村委員長** 他に質疑はございませんか。

網谷委員。

○**網谷委員** 1点だけよろしくお願ひします。

今の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業の関係なんですがね、これ昨日承認されま
した専決処分ですね、あれと今回はひとり親以外ということなんで、中身は同じでよろし
いんですかね。

それで、今回、今の18歳未満ということで一応高校生までということなんですがね、18
歳ということになりますと、就職されとる方もおりますよね。そういう場合は所得の証明
書とかいう所得証明書の提出というのが必要なんですかね。今、コロナ禍の中で業績のい
い企業もあるし、逆にそうでない企業もいろいろあるかとは思いますがね。18歳未満
の方が働いている方もかなりいるのではないかとは思いますが、そういう場合の見極め
ですかね。所得があまりあってもどうなんじゃろうかなと思ったりね。

それから、この支援内容は児童1人当たり一律5万円ということなんですかね。これは
お子さんが多い方はそれなりの人数ほどいただけるということでもよろしいんですよ。

それでこの内容がね、児童1人当たり一律5万円となつとるんですがね、18歳で児童と
いうのがどうなんだろうと思うてね。これは国からのネーミングならしやうがないんです
がね、児童ということになると僕らの通常感覚では小学校までかという感覚になるんでね、
それは余談ですが、今の高校生の18歳の就職されとる方のね、所得に何か関係があるんか、
あるなら提出しないとイケんのかどうか、そこだけを教えてください。

○**西村委員長** 神代福祉課長。

○**神代福祉課長** ひとり親世帯と、ひとり親以外の世帯分ということでございますけども、
先ほどの小田上委員との答弁と重複しますが、御了承ください。

低所得のひとり親世帯、大きく2つに分けて、低所得のひとり親世帯とひとり親以
外の低所得の子育て世帯ということになるんですけども、低所得のひとり親世帯につい
ては、児童扶養手当を受給している方などが対象となります。ひとり親以外の子育て世帯に
ついては住民税均等割が非課税の子育て世帯の方などが対象となります。

低所得のひとり親世帯については、国のほうで早々に制度が固まったこともあり、今回
速やかな支給の観点から5月までに支給することとなっていたため、議決をいただく時間
的余裕もないことから専決処分となったものでございます。一方のひとり親以外の子育て
世帯については、詳細な制度の通知があったのがここ最近5月下旬であったことと、住民
税の決定後に非課税者を抽出する必要がある事務の行程上、7月下旬を支給の予定として
おりますので、このたび6月議会で補正予算を上程させていただいたものです。

内容については、対象者が異なるという、ひとり親の場合は児童扶養手当を受給してい
る、その他世帯は住民税の非課税者というような違いはありますが、給付の内容等は
同じでございます。

18歳未満で働いている方はどうなるかということでございますけども、当然収入がある

程度あり、もう自立をしている方でしたら対象とはなりません。というのも、その子の父母が養育をしているということが条件となっておりますので、自立をしている場合は対象となりません。アルバイト程度の収入でしたら、その辺の判断は、扶養に取っているとかそういったことで判断していかなければいけないんですけども、高校生以外でも収入によっては対象となる場合もあるかと思えます。

以上です。

○西村委員長 網谷委員。

○網谷委員 なかなか歯切れの悪い答弁です。なかなか所得のことなんでね、よくわかりませんよね。真面目に申告しとる方といろんなお金の入手のルートがあろうかと思うんでね。ただ、言えることは、あまりね、高所得者の支給というのもおかしなもんでね。大まかには世帯主の世帯を別にしとるという方は対象外という認識でよろしいですかね。

○西村委員長 はい、どうぞ。

○丸茂福祉課長補佐兼児童係長 高校生の認定するかどうかというのは父母に扶養されているかどうかということで、なおかつ父母が非課税という方が対象になります。

以上です。

○西村委員長 よろしいですか。

それでは、副委員長。

○山崎委員 失礼します。それで、今まで給付されてきたひとり親家庭の支援金と今回のひとり親家庭以外の支援金という意味で、若干意味合いが違うんだらうと思います。整理するために、この事業が実施される目的、背景等についても一度提案理由でありましたが、説明をいただきたいのが1点。

それから、もう1点は、専決処分をされた認第6号の補正予算。この場合の子育て世帯への臨時特別給付金事業では、事業費が1,600万円弱でございますが、事務費が120万3,000円、非常に少なく済んでおります。ところが、今回の議案第43号の事業費は2,005万円に對しまして、事務費が390万円と比較すれば3倍ぐらいになると。恐らく今までの給付金事業は、データが集約されていて、それに対しての作業ということであまり労力が割かれなかったり、収集のための費用がかからなかったりということがあつたらうと思うんで、今回の事業は新たにそういった支給対象者のデータを集めないとならん。あるいはそういった調査が必要だとかいうようなことの中で、事業費がかさんだらうと思えます。そこらあたりの原因について説明をいただきたいのが2点目ですね。

3点目に、要するに2,005万円の給付金を支給するのに対して390万円にも及ぶ事務費がかかっている。こういうことで費用対効果がないという意味ではないんですが、費用対効果に対して事業費が非常にかかるとるような気がします。私は、以前からこういった事業について事務費が非常によくかかるなど。かえって支給金はあるけれども、それに比べて事業費が非常にかかるという私は疑問を持っておりましたんですが、今回こういったことでそうは言いましても新たな事業ですから、かかるのはわかりますが、こういった費用対事業費対事務費の関係で、どのように捉えていらっしゃるかということ3点をお伺いしたいんですが、よろしくお願ひします。

○西村委員長 丸茂係長。

○丸茂福祉課課長補佐兼児童係長 今回の給付金の目的ですけれども、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得者の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から子育て世帯生活支援特別給付金を支給するという目的で全国一律の制度でございます。

あと、事務費については、国のほうが全国の実施ということで事務費の上限を決めております。その範囲内で事務費、人件費、消耗品等で予算計上しているところでございます。

費用対効果については、国が10分の10補助ということで。費用対効果については、結局申請時点ではこの額なんですけれども、事業終了後の実績によって実額が入ってくるという形になっておりますので、費用対効果についてはお答えが難しいんですけれども、事務費の金額については、国が各市町に与えられた上限の範囲内で予算を計上しております。

以上です。

○西村委員長 山崎副委員長。

○山崎委員 事業費が国の決められたものだということで、その枠を使われたんだということですが、いわゆる認第6号の補正予算の事務費120万3,000円に比べて今回の議案第43号の事務費390万円というのが非常に高くなつとる原因ね。ここについてのお答えがなかったようなので、ここ少し、恐らくデータ収集とかそういった問題があるんじゃないかと思うんですけれども、その辺のところを教えてください。

それから、今のお話でありました国の予算10分の10だということで、そういった意味では大竹市に直接ね、市民の税金を使うということではないんで、いいじゃないかと言われれば確かにそういう部分もあろうかと思うんですが、ただ、考え方として、国の補助が10分の10だからということで算定されるのではなく、やっぱり必要な経費としてね、こうなんだ、あるいはその必要な経費がどうしてももう少し少なくできるかといった、そういった工夫がね、私は必要なんだろうと、恐らくそんなことはされてらっしゃるとは思うんですが、そういった事務費等の支出に関する工夫の努力はね、少しお伺いしたかったんですけども、よろしく願いいたします。

○西村委員長 神代福祉課長。

○神代福祉課長 事務費の差額でございますけれども、今回の給付金についてはひとり親以外に二人親でも非課税の方などが対象となっております。前回のひとり親の給付金については児童扶養手当を受給しているというのが主な対象者でしたので、こちらで把握することが比較的容易だったんですけども、今回の非課税者については住民税のデータなどを利用してデータを抽出する必要があります。その委託料が約60万円。あと、会計年度任用職員の人件費なども今回の事務費の中に入れましたので、そういったところで前回よりも事務費のほうが高額になっているということでございます。

以上です。

○西村委員長 通告を受けた質疑は以上となります。

他に質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第4、令和3年請願第2号地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願を議題といたします。

本件は、事前に請願文書表を議案の配付とあわせてSide Booksに掲載しております。委員の皆様方には意見書案とあわせて事前に御一読いただいているものと存じますので、請願の趣旨の朗読を省略いたします。

それでは、早速審査に入りたいと思います。

審査に当たりまして、執行部において本請願に関しまして、現状等やお考えについてお教えいただければと思います。

三井企画財政課長。

○三井企画財政課長 それでは、述べさせていただきます。

本請願の要旨は、地方財政の充実・強化を求めるものでございます。本市も全国市長会を通じて国に税財源等の充実について提言をしております。この取り組みは引き続き行ってまいりたいと思っております。今回、新たに4番にデジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化についての項目が明記されております。現在、本市では、県内6市町による自治体クラウドシステムを使用しておりますが、国会で成立したデジタル改革関連法では、令和7年度末までに地方自治体の情報システムを国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行する目標が掲げられております。ただし、まだ詳細が明らかにされておらず、また、新しいシステムへの入れかえには時間を要するため、目標時期の延長は柔軟に対応してほしいと考えております。

以上でございます。

○西村委員長 それでは、委員の皆様におかれまして、執行部の今の説明に対して御確認したいことがありましたら質疑をお願いいたします。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 質疑はないようですので、これにて執行部への確認等を終わりたいと思います。

それでは、続いて、本件の取り扱いについて、委員の皆様のご意見を求めます。

継続審査等の意見もございましたら、ここで述べていただきたいと思います。継続審査等の意見が出た場合は、先に継続審査等について採決を行います。なお、賛成・反対の討論は、継続審査等の意見がなかった場合、また、継続審査等が否決された場合に行うこととなりますので、よろしくお願いをいたします。

改めまして、本件の取り扱いについて委員の皆様のご意見を求めます。

御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 意見なしと認めます。

以上で、意見を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 討論はないということで、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、採択すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。

なお、6月4日の議会運営委員会で、本請願の意見書案について訂正等がございましたら、6月14日までに事務局に提出いただくことになっておりますが、訂正等の御意見はありませんでしたので、原案のまま、本会議最終日に上程することといたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

総務文教委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

11時26分 閉会